

●香川県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年4月16日から同年5月7日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 石田東志度線（141号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市造田乙井字川南657番1地先 から	前	7.7~9.5	53	自歩道新設に 伴う拡幅
さぬき市造田乙井字内間420番3地先 まで	後	11.5~14.3	53	

- 4 供用開始の期日 平成25年4月16日